

## よくある質問

### 空き家を売りたい・貸したい方

#### Q1 どのような物件が登録できますか？

現に居住していない又は近く居住しなくなる予定の個人が所有する町内に存する一戸建ての住宅で、住居として利用可能な住宅（併用住宅を含む）及びその敷地が対象となります。ただし、賃貸借を目的として建築されたものや不動産業を営む者が所有するものは、登録対象外となります。

#### Q2 古い空き家でも空き家バンクに登録できますか？

古い空き家でも空き家バンクへの登録は可能ですが、空き家の現地調査の結果、老朽化が激しい場合や大規模な改修が必要なもの、違法建築物の場合は登録をお断りすることもあります。

#### Q3 空き家に家財が残ったままでも登録できますか？

登録はできますが、原則、成約までには家財や家電製品などは建物に残さないようお願いいたします。ただし、利用者の意向により、そのまま使用しても構わないものがあれば、所有者と利用者の双方で協議の上、決めていただくこととなります。

#### Q4 未登記の物件や登記の移転手続きしていない物件でも登録できますか？

未登記や移転手続きをしていなくても登録はできます。(添付必要書類はあります)ただし、物件・土地の売買や賃貸借契約などの不動産取引を行うまでに所有権保存の登記や移転手続きをする必要があります。

#### Q5 登録は何年間ですか？

登録は2年間です。再登録も可能です。なお、登録内容を変更する場合は変更手続きが必要です。

#### Q6 空き家バンク登録するには、登録料、仲介手数料などの費用はかかりますか？

空き家バンクへの物件登録費用はかかりません。ただし、宅建業者による仲介のため、契約成立の際は、法律で規定されている仲介手数料が発生します。

#### Q7 空き家の情報はどこまで公開されますか？

個人情報に関する事項を除いた情報を掲載します。

写真（外観・内部）、間取り、賃貸又は売却の別、希望価格、物件の概要、設備状況、住所（地番を除く）等。

#### Q8 空き家バンクでのみ使える補助がありますか？

空き家バンクに登録していただいた売買物件にのみ使えるリフォーム補助や家財処分補助があります。賃貸物件は対象にならないのでご注意ください。